

1 4 T P P (環太平洋連携協定) への対応について

(財務省、内閣官房、農林水産省)

【内容】

- (1) T P P 協定に我が国の主張を反映させるため、ルールづくりにおいて主導的な役割を果たすこと。
- (2) 関税の撤廃により、海外の安価な農林水産物の輸入が増加し、農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、T P P 交渉においては、米、小麦、畜産物など特に影響が大きいとみられる品目を関税撤廃の例外とすること。
- (3) T P P を含めた諸情勢に的確に対応し、将来にわたる農林水産業の振興に向けた施策の基本的方針を明らかにするとともに、地域の実情に応じた施策を推進するための十分な予算を措置すること。

(背景)

貿易立国の我が国が国際経済の中で成長していくためには、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の活力を取り込んでいくことが必要である。中でも、輸出中心の経済活動によって日本経済を牽引してきた本県経済にとって、アジア太平洋地域の自由貿易圏づくりに大きなインパクトを持つ、T P P に参加することは必須である。

関係国との交渉では、我が国の主張を堂々と述べ、国益に適うルールづくりに全力を挙げることが求められる。

一方、我が国農産物の輸入関税が比較的高い米、小麦、畜産物等の品目については、T P P 交渉による関税の撤廃の影響を強く受けることが懸念される。

平成25年3月15日、T P P の影響について政府統一試算が公表され、関税撤廃のみを対象とし、関税が即時に撤廃され、追加対策を行わない場合、農林水産物生産額が約3兆円減少すると見込まれた。

国の農林水産基本政策は、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月)、「森林・林業基本計画」(平成23年7月)及び「水産基本計画」(平成24年3月)によりそれぞれ示されているが、いずれの基本計画もT P P など高いレベルの経済連携への参加を前提としたものではなく、T P P による農林水産業への影響への的確に対応するためには、国の統一の方針の下で、地域の農林水産業の実情に応じた施策の推進や現場の創意工夫を活かした取組を支援する必要がある。

(参 考)

TPPの基本的な考え方

1 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）やサービス貿易のみではなく、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルールづくりのほか、新しい分野（環境、労働、分野横断的事項等）を含む包括的協定として交渉されている。

[TPP交渉で扱われる分野]

物品市場アクセス 原産地原則 貿易円滑化 SPS
 （衛生植物検疫） TBT（貿易の技術的障害） 貿易救済（セーフガード等） 政府調達 知的財産 競争政策 越境サービス 一時的入国 金融サービス 電気通信
 電子商取引 投資 環境 労働 制度的事項
 紛争解決 協力 21分野横断的事項

我が国の主要品目の関税率（従価税換算）

米 (精米)	小麦	牛乳乳製品		牛肉	豚肉 (393円/kg超)	鶏肉 (骨なし)	鶏卵 (殻付)
		バター	脱脂粉乳				
778%	252%	360%	218%	38.5%	4.3%	11.9%	17%

本県における米、麦、畜産物の産出額（平成23年）

項目		農業						
		産出額	米	麦類	肉用牛	乳用牛	豚	鶏
全 国	金額 (億円)	82,463	18,497	370	4,625	7,506	5,359	7,530
	構成比 (%)	100	22.4	0.4	5.6	9.1	6.5	9.1
愛 知 県	金額 (億円)	2,948	326	4	91	217	230	221
	全国順位	6	20	9	19	6	10	12
	構成比 (%)	100	11.1	0.1	3.1	7.4	7.8	7.5